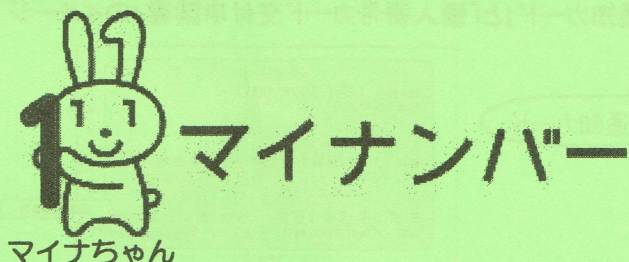


マイナンバー（個人番号）を
お知らせする「通知カード」の
送付が始まります。



➤ マイナンバーとは、なんでしょう？

日本国内に住民登録が有る全ての人に、一人ずつ割り振られる12桁の数字の番号です。
※マイナンバーを選ぶことはできません。

➤ マイナンバー制度で、何が変わるのでしょうか？

- 住民の利便性の向上・・・申請時に必要な書類（住民票や所得証明）の添付を省略することができ、手続きが簡素化されます。
- 公平・公正な社会の実現・・・所得や行政サービスの受給状況などが、より正確に把握できるようになり、社会保障の給付や税の負担の公平化が図られます。
- 行政事務の効率化・・・行政機関・地方公共団体での作業と手続きが円滑になります。

➤ マイナンバーは、いつ分かるのでしょうか？

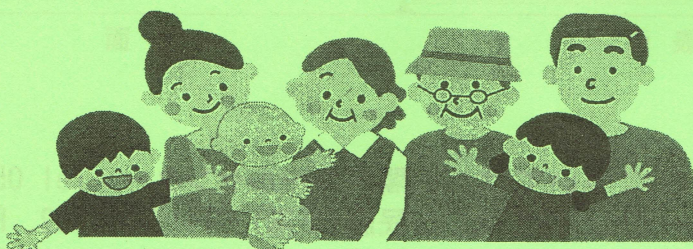
マイナンバーをお知らせする「通知カード」が10月以降、住民登録の住所へ、準備が出来次第、簡易書留郵便で世帯ごとに送付されますので、大切に保管してください。

※「通知カード」は、国の機関で一括して作成し送付されます。

※不在で受け取れなかった場合は、再配達の手続きをお願いします。

※住民票の住所に送付されますので、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住民票の有る市町村窓口で住所変更の手続きをお願いします。

※DV被害者や東日本大震災の被災者、また、一人暮らしで入院などにより長期間不在の方は、住民登録の有る市町村で居所情報の登録申請を9月25日までをお願いします。



裏面もご覧ください。

個人番号カードの交付申請方法は、どうすればいいのでしょうか？

個人番号カードの交付を希望される方は、10月以降に送付される「通知カード」に同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、本人の顔写真を貼り付けて、返信用封筒に入れポストに投函してください。

※交付手数料は無料です。

※スマートフォン等を利用したWEB申請も出来ます。

*「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」のイメージ

通知カード

交付申請書

裏面

個人番号カードは、いつ交付されるのでしょうか？

申請された方への「個人番号カード」の交付は、平成28年1月以降、準備が出来次第、「交付通知書」でお知らせします。

※「個人番号カード」は、国の機関で一括して作成されます。

*「個人番号カード」のイメージ

表面

裏面

■ お問い合わせ先

- ◇マイナンバー制度全般については、内閣府コールセンター Tel 0570-20-0178
- ◇番号通知・個人番号カードについては、市民課(2階) Tel (20) 1502、Fax (20) 1600
- ◇その他マイナンバー全般については、総務課(4階) Tel (20) 1519、Fax (20) 1602